

平成 24 年 4 月 26 日

## 震災がれき受入れ拒否を求める要望書

愛知県知事大村秀章様

東三河の暮らしといのちを守る会  
代表 坂 口 のり子

政府の震災がれき広域処理要請に伴い、知事は県下3地区に焼却や埋め立て処理施設などを建設する方針を表明し、震災がれきの受け入れを強力に推進されています。

地震、津波で発生したがれきには放射性物質のみならず、アスベスト・P C B・重金属など様々の有害な化学物質も付着していると聞いています。これらを分別し「安全ながれき」だけを取り出して処理することは不可能に近いと思われます。

また、がれき処理は、現地処理が原則であり、汚染が少ない西日本地域にまで汚染拡散をするのか、また、コスト的にも地元処理施設を建設した方が安価で済むのにどうして遠方まで運んで処理しようとしているのか理解できません。

知事は先日、風評対策について「風評被害を起こさせない」と力説されましたが、東三河の渥美半島は全国有数の農業地域で、安心・安全な農産物の大供給地となっています。ここに一旦、汚染がれきを受け入れてしまうと、水、空気、大地、ありとあらゆる自然環境が取り返しのつかないことになってしまいます。そうなったら、私たちの地元だけに限らず、愛知県産の農・水産物などに対する風評被害を抑えることは到底無理と考えます。

また、がれき広域処理により、放射性物質や有害物質が拡散されると、子供たちが安心して暮らせる場所を母親らが求めてさまよう結果にもなり兼ねません。

被災地支援は、がれきの処理ではなく、放射能などで汚染されていない私たちの地域で育てた安心・安全な野菜を届けること、被災地の子ども達を受け入れること、など、私たちが出来る支援の形があると思います。

よって、以下のとおり要望いたします。

安心・安全な暮らしと子ども達の健康と未来を守るため、国に対して断固としてがれき受け入れ拒否の表明をしてください。